

令和7年度

しまね海外ビジネス活動支援助成金

～海外販路開拓や現地進出へ向けた取組みを助成します。～

申請にあたっては、事前にご相談ください。

★随時募集（～2026年2月28日。ただし予算に達し次第募集を終了します）

1. 対象事業者

県内に主たる事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の開発・生産拠点を県内に有する中小企業者等。 ※業種を問いません

2. 対象事業・助成内容

1) 販路開拓事業

- ▶ 海外商取引の実現・拡大に向けて行う以下の事業に係る費用を支援
 - ・海外展示会・商談会等への出展
 - ・海外における販売促進活動
 - ・海外向け情報発信ツールの製作
 - ・その他海外販路拡大に係る事業活動
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円（下限200千円）
（年度内助成限度額1,000千円の範囲内で年度内2回まで交付可）
* 同一の取組み内容に係る助成は年度を越えて原則通算2回まで
- ▶ 対象経費 海外出張旅費、海外向け情報発信ツール製作委託費、通訳翻訳料、海外展示会出展料（ブース装飾費用、展示会用品レンタル料等を含む） など

2) 協業・共同開発事業

- ▶ 外国企業等との協業や共同開発に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円（下限200千円）
* 同一の取組み内容に係る助成は年度を越えて原則通算2回まで
- ▶ 対象経費 海外出張旅費、通訳翻訳料 など

3) 直接投資検討のための調査事業

- ▶ 海外子会社設立の実現可能性を判断するための調査に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円（下限200千円）
- ▶ 対象経費 海外出張旅費、通訳翻訳料、調査にかかる専門家への委託費 など

4) 現地法人設立準備事業

- ▶ 現地法人設立に向けた調査や計画策定に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額3,000千円（下限200千円）
- ▶ 対象経費 海外出張旅費、通訳翻訳料、調査や計画策定にかかる専門家への委託費 など



制度の詳細・問合せ先は裏面をご確認ください。

対象事業者

* 業種を問いません

以下のいずれかに該当し、島根県税の滞納がないことが必要です。

①県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業で対象とする製品等の開発・生産拠点を県内に有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、ソフトウェア業及び情報処理サービス業にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の会社及び個人とします。）

②県内に所在する農業組合法人

③県内に所在する農事組合法人

申請方法と手続き

* 制度や手続きについてご説明いたします。お気軽にお問合せください。

・交付申請書に必要な添付書類を添えて、下記までご提出ください（できるだけ事前にご相談ください）

・交付申請後、審査会において海外展開の取組みや助成対象事業についてプレゼンテーションをしていただきます。審査会での審議を経て採否を決定し、交付決定額を通知します。

・事業実施後、実績報告を行っていただきます。ご提出いただいた事業報告書や経費執行にかかる証憑類などに基づき、助成額を確定します。

申請に必要な書類

・助成金交付要綱、募集要領および申請様式は、当財団HPよりダウンロードできます。

・経費積算の根拠資料（見積書など）その他必要となる添付書類は様式第1号をご確認ください。

* 申請にあたっては、助成金交付要綱および募集要領を十分にご確認ください。

しまね産業振興財団 しまね海外ビジネス活動支援助成金

検索



募集スケジュールと審査会

第1回締切り 4月 4日（金） 17：00（審査会 4月下旬予定）
第2回締切り 4月30日（水） （審査会 5月中～下旬予定）

* 以降は、原則として、毎月末に締切り、翌月中～下旬に審査会を開催します。

（予算に達し次第募集を終了します。）

▶ 書類提出・お問い合わせ先 公益財団法人しまね産業振興財団

販路支援課 国際化支援グループ（担当：浅野、杉原）
TEL:0852-22-6193 E-mail:kaigai@joho-shimane.or.jp



〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター 5 F しまね海外ビジネスサポートセンター内